勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱について

（令和３年１０月１日施行）

【概要】

市内全域において、発電出力が１０ｋＷ以上の太陽光発電設備及びその附帯設備を設置する場合には、地域住民及び近隣関係者への説明会後、市へ事前協議書の提出が必要になります（ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除きます。）。

【経緯】

近年、地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギー推進が国策として急進し、未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化しているなか、設置に関するトラブルや運用中の災害、更には寿命後の大量廃棄問題など様々な課題が浮き彫りになってきています。

そのため、本市では、災害の防止や良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図るため、勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱を制定しました。

【事業者の責務】

①事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの要綱を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努める。

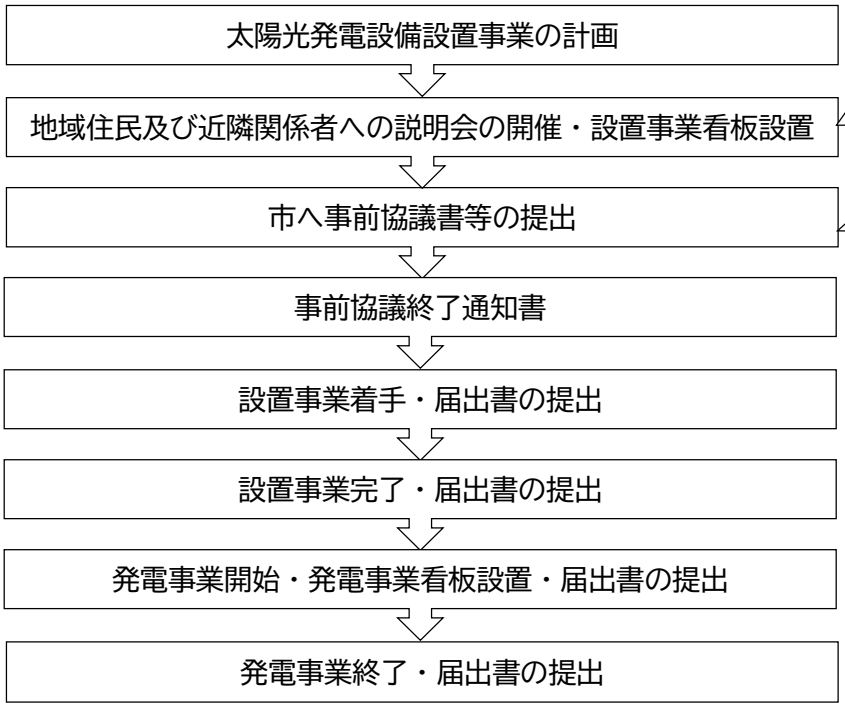
②事業者は、発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずる。

③事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、事業者の責任により廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)及び太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)に基づき太陽光発電設備の撤去その他適正な処理を行う。

提出窓口・問い合わせ先
勝浦市生活環境課生活環境係
〒299-5292　千葉県勝浦市新官 1343 番地の 1
ＴＥＬ：0470-73-6639（直通）
メール：seikatsu-k@city-katsuura.jp

2026.04

【手続きの流れ】



①地域住民及び近隣関係者への説明会の開催・設置事業看板設置（事業者）
- 近隣住民及び近隣関係者への説明会を行ってください。
- 設置事業に着手する６０日前までに看板を設置してください（第１号様式）。

②市への事前協議書等の提出（事業者）
- 設置事業に着手する６０日前までに届け出をしてください。
- 太陽光発電設備設置事業を行う場合は、事前協議書（第２号様式）に関係図書を添付し、提出してください。（本書１部、写し１部）

③事前協議終了通知書（市）
- 市から、申請した業者様へ通知書が送付されます。

④設置事業着手・届出書の提出（事業者）
- 設置事業着手の際、事業着手届出書（第９号様式）を市へ提出します。事業の区分は「設置事業」とし、事業工程表を作成・添付してください。

⑤設置事業完了・届出書の提出（事業者）
- 設置事業完了の際、事業完了届出書（第９号様式）を市へ提出します。事業の区分は「設置事業」とし、事業（工事）写真の（施工前、施行中及び施工後）を作成・添付してください。

⑥発電事業開始・発電事業看板設置・届出書の提出（事業者）
- 発電事業開始の際、事業開始届出書（第９号様式）を市へ提出します。事業の区分は「発電事業」としてください。
- 看板を設置してください（第１０号様式）

⑦発電事業終了・届出書の提出（事業者）
- 発電事業終了の際、事業開始届出書（第９号様式）を市へ提出します。事業の区分は「発電事業」としてください。

※提出された届出書に基づき、現地調査を行います。書類の不備、現地での施工不良、フェンス・看板未設置等問題点がある場合は、届出書の受付不可となります。

※変更の届出を行う場合は、地域住民等に対して変更内容及び変更に伴う施行内容等について説明会を行ってください。

【事前協議届出書類】

太陽光発電設備設置事業を行う場合は、事前協議書（第２号様式）に関係図書を添付し、提出してください（本書１部、写し１部）。

【参考】関係図書とは

①事業計画書（第３号様式）
②事業区域等状況調書（第４号様式）
③地域住民等説明会報告書（第５号様式）
④地域住民等説明報告書（第６号様式）
⑤位置図及び案内図
⑥土地利用計画図（太陽光発電設備の施工図）
　縮尺１，０００分の１以上の図面で発電設備、緑地(既存及び新設)、防災施設、緩衝施設等の配置等が分かるもの
⑦土地造成計画(平面図及び断面図)
　(1) 土地現況図
　(2) 土地造成計画図
　　縮尺１，０００分の１以上の図面で切土箇所、盛土箇所(色分け)、高低差、のり面の勾配角度及び保護措置(擁壁等)の設置状況等が分かるもの
⑧雨水排水計画図
　排水施設配置図、排水計算書、地質調査書等に関するもの
⑨工作物構造図
　排水施設及び事業区域境界付近の防災措置、緩衝施設等の詳細が分かるもの
⑩公図及び求積図
　公図には、近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること
⑪事業区域内の登記事項証明書
　副本は、写しの添付によることができる
⑫指導要綱第７条第３項に規定する看板を設置したことが分かるもの
　カラー写真とする
⑬他の法令による許可、認可等を受けている場合には、その写し
⑭その他市長が必要と認める図書（代理人が届出を行う場合は、委任状など）

【地域住民及び近隣関係者への説明会】

①公図等の地番に対して、説明対象者の氏名・住所・説明状況についての一覧表を作成してください。
②太陽光発電設備を設置する事業区域の境界から５０ｍ以内の住民、土地所有者に対して説明を行ってください。
③郵送した場合は、上記の一覧表に書留番号等を記載し、到着状況が明確に分かるようにする。
④設置する地域の区長に対しても、必ず説明を行ってください。
※住民への説明項目は「設置区域」「事業計画」「事業の施行内容」等について行ってください。

【注意事項】

事前に事業予定地に関する許可・認可・届出等を関係部署でご確認ください（県庁、市役所関係部署、その他）。

【参考】市役所内関係部署の例

太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域	根拠法令等	担当部署
・鳥獣保護区 ・鳥獣特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項及び第２９条第１項	農林水産課
・地域森林計画の森林の区域	森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条第２項第１号	
・保安林	森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条	
・国定公園特別地域	自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第１項	観光商工課
・農地	農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第１項	農業委員会
・農用地等	農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第３条	農林水産課
・宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１０条第１項	都市建設課
・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項	
・急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項	
・河川区域 ・河川保全区域 ・河川予定地	河川法（昭和３９年法律第１６７条）第６条第１項、第５４条第１項及び第５６条第１項	
・周知の埋蔵文化財包蔵地等に係る区域	文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第９２条及び第９３条	生涯学習課
・国指定天然記念物生息地域及びその周辺	文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１０９条	
・県指定史跡名勝天然記念物の指定地	千葉県文化財保護条例（昭和３０年３月２９日条例第８号）第３４条	
・市指定有形文化財（建造物） ・市指定史跡名勝天然記念物の指定地	勝浦市文化財の保護に関する条例（昭和５１年６月２８日条例第１７号）第４条	